

1. 計画の概要

1.1 計画の趣旨

「太田川水系河川整備計画(国管理区間)」(以下、本計画)は、河川法の3つの目的である、

- 1) 洪水、高潮等による災害発生の防止
- 2) 河川の適正な利用と流水の正常な機能の維持
- 3) 河川環境の整備と保全

が行われるよう、河川法第16条の二に基づき、「太田川水系河川整備基本方針」(平成19年3月30日)に沿っておおむね30年で実施する河川整備の目標、河川工事、維持管理等の内容を定めるものです。

なお、本計画は計画策定時点の流域における社会経済、自然環境及び河道の状況等を前提として必要と考えられる整備内容を記述しているため、策定後の出水や社会状況等の変化、事業実施後の河川環境に係るモニタリングの結果や新たな知見、技術の進歩等を反映しつつ、Plan(計画)、Do(実施)、Check(点検・評価)、Action(処置・改善)のサイクルを考慮し、必要に応じて見直しを行っていきます。

1.2 計画の基本理念

源流から海域まで含めた、地域における川の役割を認識し、本計画では、次の3つの基本理念を柱とします。

○安全・安心な暮らしを守る

太田川ではこれまでおおよそ30年に一度の頻度で大規模な洪水に見舞われています。近年発生した平成17年9月洪水においては、戦後最大の流量を記録し、中流部で甚大な浸水被害が発生しました。また、下流デルタ域では近年でも高潮災害が頻発しています。

下流デルタ域には中国・四国地方唯一の百十万都市である広島市の中心市街地が存在します。人口及び高度な都市機能が集積していることから、ひとたびはん濫が生じた場合は甚大な被害となります。

このため、河川整備基本方針で定めた目標に向け、整備計画期間内で実現可能な段階的な河川整備を実施し、人々の安全・安心な暮らしを守ります。

○川の恵みを享受し豊かな暮らしを支える

太田川の流水は、流域内だけでなく広域かつ様々な用途で利用されているとともに、「名水百選」にも選定される等、良好な水質を維持しています。太田川が人々に末永く水の恵みをもたらすよう、これからも都市用水の安定供給や良好な水質の維持に努めます。

さらに、様々な活動の場としてこれからも多くの人々が川を安全に利用できるよう日々河川を管理するとともに、地域の産業にも着目し、川を軸とした様々な関係者との連携を深め、豊かな暮らしを支えます。

○「水の都ひろしま」の顔を次世代に引き継ぐ

太田川には、深い緑に包まれた上流部から干潟が広がる河口まで、多様な自然環境が残っています。また、中流部では太田川の河床に堆積した玉石を利用した石垣が数多く見られ地域特有の景観を有しています。さらに、広島市の街は、市街地面積に占める水面の比率が全国屈指の高さであることから「水の都」とも呼ばれ、水辺に賑わいを取り戻そうと様々な試みが行われています。

このような、太田川を軸に形成された自然、歴史、文化を保全し、次の世代に引き継ぎます。

1.3 計画の対象区間

本計画は、国土交通省の管理区間(国管理区間)である 129.37km を対象とします。

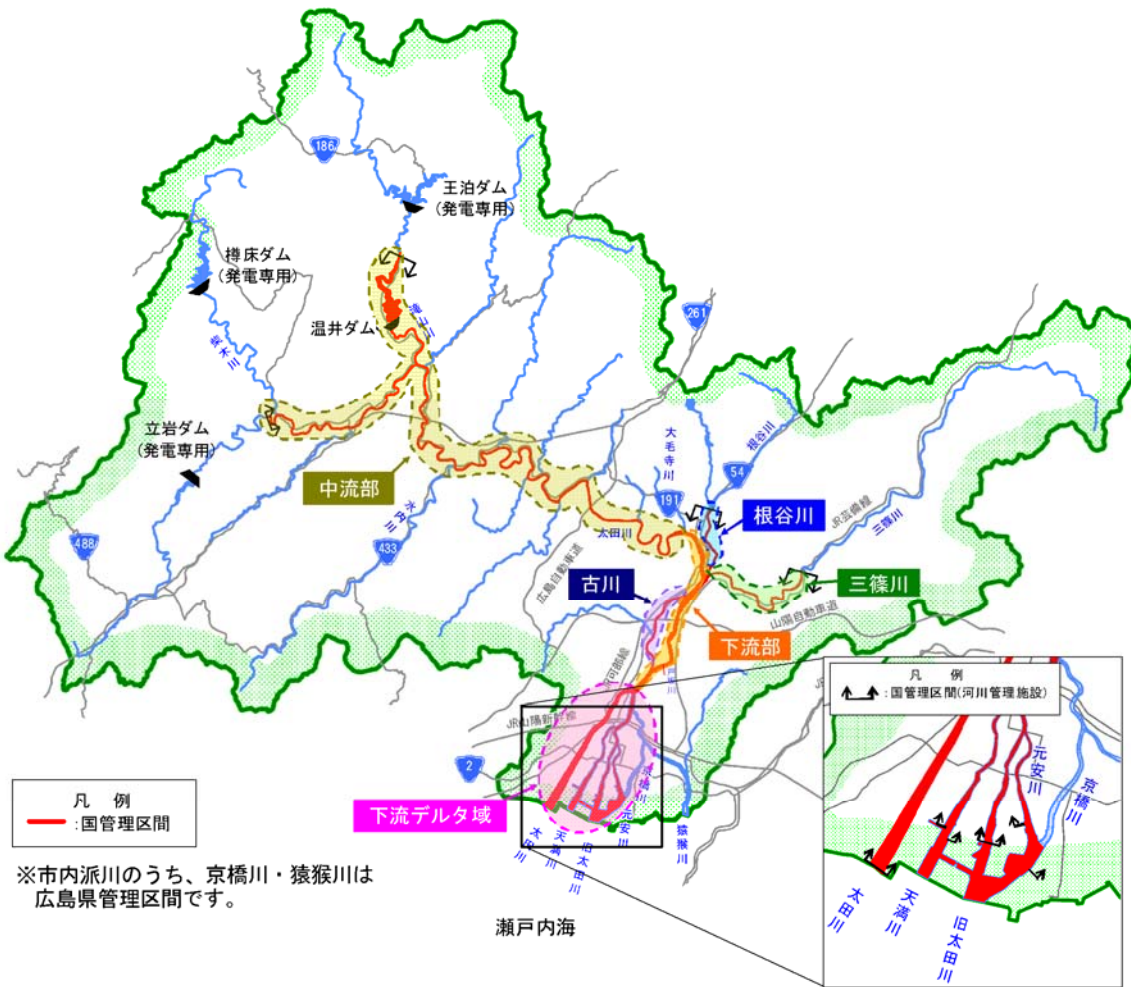


図 1.3.1 計画対象区間

1
2
3
4

表 1.3.1 河川整備の計画対象区間

河川名等	上流端	下流端	延長 (km)
おおたがわ 太田川	広島県山県郡安芸太田町字野為 1138 番 の 2 地先の国道橋	海に至る	73.8
きゅうおおたがわ 旧太田川	太田川からの分派点	海に至る	8.67
てんまがわ 天満川	旧太田川からの分派点	海に至る	6.4
もとやすがわ 元安川	旧太田川からの分派点	旧太田川への合流点	5.4
へまかがわ 戸坂川	左岸:広島県広島市東区戸坂千足 2 丁目 901 番の 2 地先 右岸:広島県広島市東区戸坂千足 2 丁目 954 番の 2 地先	太田川への合流点	0.1
ふるかわ 古川	太田川からの分派点	太田川への合流点	7.2
みさきがわ 三篠川	左岸:広島県広島市安佐北区狩留家町字 黒王 1028 番地先 右岸:広島県広島市安佐北区狩留家町字 六宗 1018 番地先	太田川への合流点	9.45
ねのたにがわ 根谷川	左岸:広島県広島市安佐北区可部町下町 屋字土居 426 番の 2 地先 右岸:広島県広島市安佐北区可部町下町 屋字横側 2270 番地先	太田川への合流点	5.45
たきやまがわ 滝山川	左岸:広島県山県郡安芸太田町字猪山国 有林地先 右岸:広島県山県郡安芸太田町字猪山向 イ山黒滝 323 番 30 地先	太田川への合流点	12.9